四十九　権限の移譲により実施する事務に要する経費があること。

国又は道府県からの権限の移譲により実施する事務について、次の表の上欄に掲げる事務の数として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額とする。

項目	額
道路運送法の規定による自家用有償旅客運送の登録等に係る事務	一、九〇〇円
農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の規定による農地転用の許可等に係る事務	一六、〇〇〇円

前条第一項第一号の表第五十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五十　大学等との連携による雇用創出・若者定着の促進に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五十一　奨学金を活用した大学生等の地方定着促進に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額（第一号に掲げる額については、当該規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額とする。

五十二　移住・定住対策に要する経費があること。

一　移住希望者等に対する情報発信、移住体験の実施及び移住者の受入環境の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　移住コーディネーター又は定住支援員の設置、移住希望者に対する相談対応等の実施及び移住者に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

前条第一項第一号の表第六十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五十三　海岸漂着物等地域対策推進事業に要する経費があること。

四十九　権限の移譲により実施する事務に要する経費があること。

国又は道府県からの権限の移譲により実施する事務について、次の表の上欄に掲げる事務の数として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額とする。

項目	額
道路運送法の規定による自家用有償旅客運送の登録等に係る事務	一、九〇〇円
農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の規定による農地転用の許可等に係る事務	一六、〇〇〇円

前条第一項第一号の表第五十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五十　大学等との連携による雇用創出・若者定着の促進に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五十一　奨学金を活用した大学生等の地方定着促進に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額（第一号に掲げる額については、当該規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額とする。

五十二　移住・定住対策に要する経費があること。

一　移住希望者等に対する情報発信、移住体験の実施及び移住者の受入環境の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　移住コーディネーター又は定住支援員の設置、移住希望者に対する相談対応等の実施及び移住者に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

前条第一項第一号の表第六十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五十三　海岸漂着物等地域対策推進事業に要する経費があること。